



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 6 月20日水曜日 第2985号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) ..... 1

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課) ..... 1

## 規 則

### ○愛媛県規則第34号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 6 月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>( 室 )</p> <p><b>第 4 条 の 2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>総合政策課</td><td>省略</td></tr> <tr><td>産業政策課</td><td><u>G 20労働雇用大臣会合推進室</u></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>( 経済労働部各課の所掌事務 )</p> <p><b>第12条</b> 産業政策課の所掌事務は、第 6 条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、<u>第15号から第17号までの事務は、G 20労働雇用大臣会合推進室が所掌する。</u></p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) <u>G 20労働雇用大臣会合の関係機関等との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(16) <u>G 20労働雇用大臣会合の広報に関すること。</u></p> <p>(17) <u>その他 G 20労働雇用大臣会合の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>2～7 省略</p>	省略		総合政策課	省略	産業政策課	<u>G 20労働雇用大臣会合推進室</u>	省略		<p>( 室 )</p> <p><b>第 4 条 の 2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>総合政策課</td><td>省略</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>( 経済労働部各課の所掌事務 )</p> <p><b>第12条</b> 産業政策課の所掌事務は、第 6 条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>2～7 省略</p>	省略		総合政策課	省略			省略	
省略																	
総合政策課	省略																
産業政策課	<u>G 20労働雇用大臣会合推進室</u>																
省略																	
省略																	
総合政策課	省略																
省略																	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### ○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 6 月20日

**愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令**

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前																																											
<p><b>別表第7（第4条関係）</b> 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="3">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業政策課</td> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			知事	専決者			部長	局長	課長	産業政策課	1～10 省略					<p><b>別表第7（第4条関係）</b> 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="3">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業政策課</td> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			知事	専決者			部長	局長	課長	産業政策課	1～10 省略				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																																														
			知事	専決者																																													
				部長	局長	課長																																											
産業政策課	1～10 省略																																																
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																																														
			知事	専決者																																													
				部長	局長	課長																																											
産業政策課	1～10 省略																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="3">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>局長</th> <th>室長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">G20労働雇用大臣会合推進室</td> <td rowspan="3">1 G20労働雇用大臣会合の開催準備に関する事務</td> <td>1 G20労働雇用大臣会合の 関係機関等との連絡調整に 関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 G20労働雇用大臣会合の 広報に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 その他G20労働雇用大臣 会合の開催準備に関するこ と。</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			知事	専決者			部長	局長	室長	G20労働雇用大臣会合推進室	1 G20労働雇用大臣会合の開催準備に関する事務	1 G20労働雇用大臣会合の 関係機関等との連絡調整に 関すること。			—	2 G20労働雇用大臣会合の 広報に関すること。			—	3 その他G20労働雇用大臣 会合の開催準備に関するこ と。			—																	
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																																														
			知事	専決者																																													
				部長	局長	室長																																											
G20労働雇用大臣会合推進室	1 G20労働雇用大臣会合の開催準備に関する事務	1 G20労働雇用大臣会合の 関係機関等との連絡調整に 関すること。			—																																												
		2 G20労働雇用大臣会合の 広報に関すること。			—																																												
		3 その他G20労働雇用大臣 会合の開催準備に関するこ と。			—																																												

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。